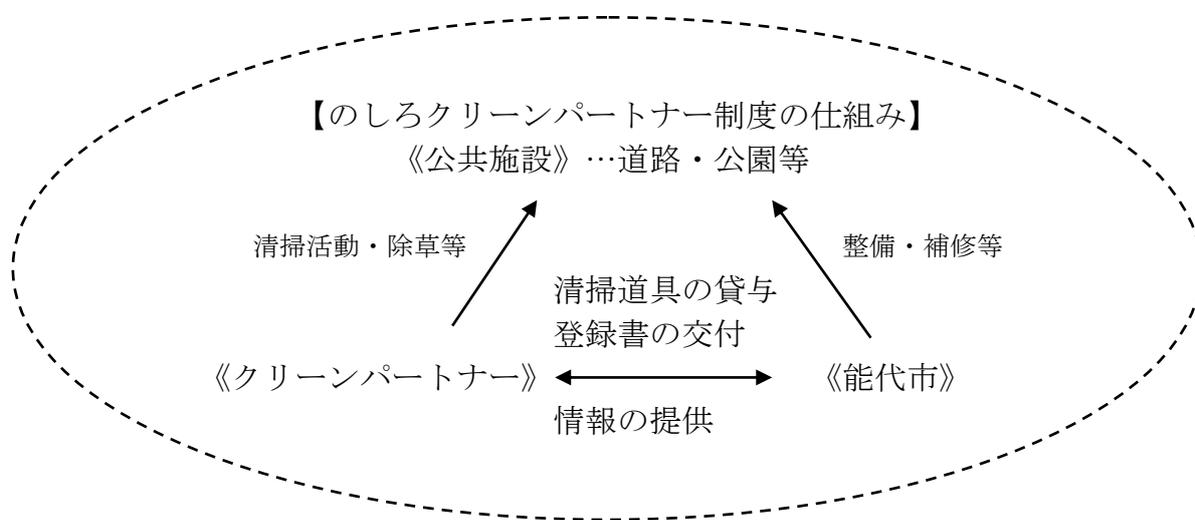


# 『のしろクリーンパートナー』になりませんか

—きれいなまちづくりはみんなの力で—

## 「のしろクリーンパートナー制度」とは？

身近な公共空間である道路、公園等において、市民が主体となって環境美化活動を行うことにより、市民等の地域への愛着心と美化意識の高揚を図るとともに、協働により継続的な環境美化活動を通して、まちづくりを推進するプログラムです。



### それぞれの役割

#### ★クリーンパートナーの活動内容

- ①活動する施設内の環境美化活動  
(ゴミの収集・除草等)
- ②施設に関する情報の提供

#### ★市がクリーンパートナーに行う支援

- ①活動に必要な物品・用具の貸与  
(ゴミ袋の支給・ほうき貸与)
- ②ゴミの回収等

### 活動できる場所

能代市内の公共施設が対象となります。自宅周辺など活動しやすい場所を選んで登録していただきます。場所によって施設管理者と調整が必要な所や対象外の施設もありますので、事前に環境衛生課までご連絡ください。

お問い合わせ

環境産業部環境衛生課

TEL 0185-89-2173

FAX 0185-89-1769

## のしろクリーンパートナー制度Q & A

Q：誰でもクリーンパートナーになれるのですか。

A：家族・各種団体・学校・企業など3名以上のグループであれば誰でもクリーンパートナーになることができます。ただし、児童や生徒が主体の場合は安全確保のため、大人の方が(保護者や教諭)代表者になっていただきます。

Q：どのような場所がクリーンパートナーの対象になるのですか。

A：能代市内の道路や公園などの公共施設が対象となります。自宅の周辺など活動がしやすい場所を選んで登録いただきます。ただし、施設管理者が能代市以外の場合は事前に協議し承諾を得ることになります。

Q：作業の内容や活動回数はどれくらいですか。

A：基本は活動する区域のごみ収集や除草など誰にでも出来る簡単な作業です。併せて、実施場所の異常等を発見した場合に連絡してもらいます。また、クリーンパートナー届には実施回数を記入していただきますが、出来る範囲で無理なく行っていただきます。

Q：手続きが面倒でないですか。

A：手続きは、届出用紙に必要事項を記入し登録していただきます。年間活動報告書の提出は、団体の活動状況の紹介など必要な場合以外は任意となります。現在ボランティア活動を行っている団体もぜひクリーンパートナーになっていただきたいと考えております。

Q：同じ区域内で、複数のクリーンパートナー届が出された場合どうするのですか。

A：クリーンパートナー制度の対象となる施設は、特定のグループや団体のものでなく皆さんのものです。クリーンパートナー間で相互に了承を取りながら、複数のクリーンパートナーが活動することは特に問題はありません。相互に協力し活動することによって、より一層の美化が図られます。

Q：市で行う啓発、広報活動はどのようなものですか。

A：クリーンパートナー制度が市民の皆さんに広く認知されるように、広報のしろや市のホームページ、マスコミ等に情報提供をしながら周知や啓発活動を行っていきます。

Q：既存のボランティア活動との違いはありますか。

A：既存のボランティア活動は、各自で自由に活動していましたが、登録することによって、市全体の活動状況の把握が容易になり、活動している団体に情報の提供など可能になります。また、団体の希望により活動状況を広報のしろや市のホームページに紹介し、マスコミ等に情報を提供することもできます。